

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則をここに公布する。

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則

警備業法第10条の規定に基づく、護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則(昭和47年鹿児島県公安委員会規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第1項の規定に基づき、警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(携帯の禁止)

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

(1) 警戒棒(その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(2) 警戒じょう(その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

(警戒棒及び警戒じょうの携帯の制限)

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。

(警戒じょうの携帯の制限)

第4条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務(指令業務を除く。)

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。)

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 政府関係施設

エ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

オ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年11月18日公安委員会規則第17号)

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則(平成21年5月22日公安委員会規則第12号)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に警備業者が有している警戒棒及び警戒じょう(警備業法第17条第2項の規定による届出をしているものに限る。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、この規則による改正後の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

別表第1(第2条関係)

警戒棒の制限

長さ	重量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2(第2条関係)

警戒じょうの制限

長さ	重量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下